

令和7年12月

中札内村議会定例会会議録

令和7年12月12日（金曜日）

◎出席議員（8名）

1番	船田幸一君	2番	北嶋信昭君
3番	大和田彰子君	4番	木村優子君
5番	福原一斉君	6番	戸水隆君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	川尻年和君	教育長	上田禎子君
農業委員会会長	出羽義幸君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて出席した者

副村長	尾野悟里君	総務課長	渡辺大輔君
住民課長	平山直人君	福祉課長	高桑佐登美君
産業課長	平澤悟君	施設課長	北村公明君
総務課 参事	山澤康宏君	総務課 課長補佐	下浦強君

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 氏家佑介君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 野原誠司君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 中道真也君 書記 北嶋和美君

◎議事日程

日程 第 1

一般質問

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は8人です。
定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年12月中札内村議会定例会を再開いたします。
ただちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（中井康雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問、要旨、答弁はそれぞれ簡略明解に願います。

それでは、順次質問を許します。

通告順により、最初に、4番木村議員。

○4番（木村優子君） 議長にお許しをいただきましたので、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

協働で支える中札内村財政の現状と将来について。

全国の自治体では、基金残高の減少や予算編成の厳しさが課題となり、財政健全化や行財政改革に取り組む事例が増えています。

北海道では、北見市が財政健全化計画を策定し、住民説明会を行ったことも報じられました。

中札内村は、まちづくり基本条例の理念のもと、「情報共有の推進」と「村民の参加」を重視し、行政・議会・住民が協働でまちづくりを進めています。

特に「情報共有」では、村民が平等に情報を知る権利を持ち、村は分かりやすい情報提供を通じて透明性と説明責任を果たすことが求められています。

一方、村の財政状況においては、基金残高の減少や経常収支比率の上昇、恒常的な財政調整基金の取崩しによる予算編成など、将来に向けた財政悪化が懸念される点があります。

こうした現状を村民と共有し、共に考え支え合うことが重要であると考え、次の点について質問いたします。

1点目、基金残高と財政状況の現状認識について。

現在の村としての課題認識を伺います。

2点目、今後の財政見通しと将来への対策について。

(1)現状のまま推移した場合、今後3年から5年間の財政見通しをどのように分析しているのか伺います。

(2)基金への依存から脱却し、財政構造をより健全化するため、村として検討している対策や行財政改革の取組について伺います。

また、新年度予算にどの程度反映される考えなのか、差し支えない範囲でお聞かせください。

(3)社会保障費の増加や人口減少による収支悪化が見込まれる中、持続可能な村づくりに向けて優先的に取り組む施策の方針について伺います。

3点目、住民への情報公開と説明責任について。

財政状況や基金残高の動向を村民にわかりやすく伝え、協働によるまちづくりを進めるために、どのような情報公開の取組を進めていくのか伺います。

○議長（中井康雄君） 答弁願います。

川尻村長、登壇願います。

○村長（川尻年和君） 中札内村財政の現状と将来についてお答えいたします。

まず、1点目の村としての現状認識ですが、本村の財政状況については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率は、指標上ではですね、健全な財政運営を維持できていると判断しております。

しかしながら、基金残高については、平成27年度以降、財政調整基金を取崩しながら予算編成をする状況が続いており、毎年度、決算剰余金の一部を積み戻しておりますが、財政調整基金の残高は年々減少しております。

また、特定目的基金についても、ふるさと納税の寄附金積立を行ってきておりますが、近年は各種事業に充てるための基金取崩額の方が多くなっており、特定目的基金の残高も減少傾向となっております。

以上のことから、指標上は健全財政を維持していると言えますが、近年は収入と支出のバランスがとれた財政運営にはなっていない面があると認識しております。

次に、2点目の今後の財政見通しと将来への対策についてお答えします。

今後3年から5年後の財政見通しについては、現在、令和8年度から4年間の第7期まちづくり計画後期基本計画の策定を進めており、その中で、後期4年間の財政推計を実施するとともに、分析を進めているところです。

近年は、人件費、物価の高騰等に伴い、経常収支比率も上昇傾向にあるため、政策的経費に充てる財源が少なくなってきたのが実態です。

また、年度によって寄附金額が変動するふるさと納税の収入は、安定的な財源にはなりにくいことから、ふるさと納税を財源とした積極的な財政支出は、収支バランスを欠く恐れがあると考えております。

仮に、ふるさと納税による積立が見込めず、取崩しのみを行った場合、数年で残高が枯渇する特定目的基金も出てくると分析しております。

次に、村として検討している対策や取組についてですが、10月に役場内において行政改革推進本部会議を立ち上げ、第5次行政改革大綱及び実施計画の策定作業を開始しました。

ご指摘のとおり、基金残高の減少や経常収支比率の上昇、恒常的な財政調整基金等の取崩しによる予算編成などについては、村としても改善すべき課題だと認識しておりますので、職員全体で危機意識を共有し、一丸となって行政改革を進めていく考えです。

現在、行政改革大綱及び実施計画に盛り込む具体的な内容を検討しており、令和8年度予算編成に向けて、各種補助金等の見直し作業を行っておりますが、見直しが可能な内容については、令和8年度予算に反映させていきたいと考えております。

次に、持続可能な村づくりに向けて優先的に取り組む施策の方針については、私が掲げる「中札内村をさらに輝かせたい、村民の幸せを第一に、ずっと住み続けたい村の実現」に向けた五つの柱と43の項目を令和8年度予算編成から全力投球で取り組んでまいります。まずは、移住・定住対策、2番目に福祉のまちづくり、3番目に健全な財政運営の確立を最重点に、限られた財源で最大の効果を生むため、施策の選択と集中により、予算を効果的に配分していく考え方を示したところです。

令和8年度予算は、この考え方に則って編成を進め、未来への種をまき、対話と行動で村民の皆さんと想いをひとつに次代を輝かせる村づくりに全力で尽くしてまいります。

最後に、3点目の住民への情報公開と説明責任についてですが、村の財政状況については、今後も広報紙の特集記事等の中で掲載するほか、ホームページなどの活用や毎年全戸配付する新年度予算概要の冊子において、できる限り村民にわかりやすく伝えていく考えです。

また、まちづくりトークの場など村民の方と意見交換を行う場を活用した財政状況の共有にも力を入れてまいります。

現在策定を進めている行政改革大綱については、本部会議において成案がまとまりましたら、パブリックコメントを実施し、広く村民からの意見公募を行う考えです。

今後も村民の皆さんの意見を伺う中で、議員の皆さまとも情報を共有し、連携を図りながら、持続可能な行財政運営に向けた取組を取り進めてまいります。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） ご答弁、ありがとうございました。

今回の質問は、協働のまちづくりという観点から、村の財政状況を自分事として捉え、職員、議会、住民がともに考え課題を乗り越えていくための情報共有を進めていただくことを目的としており、丁寧にご説明いただいた内容で進めていただければと思います。

ご答弁いただいた方向性を踏まえつつ、数点ご確認をさせていただきます。

まず、基金が減り続けている原因についてです。

村として、指標上は健全だが、収入と支出のバランスが取れていない面がある。とのご認識が示されました。

収入の範囲内で支出を抑えられる基金、いわば貯金を取崩して補う状態が続いているという認識でございます。

財政調整基金は、性質上、特定の事業を紐付けして説明しにくいことは承知しておりますけれども、そもそも毎年の不足が生じる主な要因はどのように分析しているのかをお聞かせいただきたいと思っております。

例えば、人口減少による収入減であったり、物価高騰、エネルギー価格の上昇であったり、公共施設の維持管理費の増加であったり、新規事業や制度改正による支出増など、様々な要因が考えられると思っておりますが、特に村として大きいと考えている要因はありますか。

村民の皆さんが、なぜ基金が減っているのか。

それを理解できるよう原因分析の共有をお願いする質問でございます。

まずはこの1点目をお願いいたします。

○議長（中井康雄君） 川尻村長。

○村長（川尻年和君） 今、分析をしている中で、やはり人件費もそうでありますけど、そういった形の中で、人件費の上昇もありますし、さらに維持管理費、修繕とかそういったのも、それに伴う工事費、そういったような高騰もあります。

そういった中で、例えば、それ以外に工事費、建設改良費とかそういったものがありますけども、収入以上に基金を活用しながら取り組んできている。

そういった中で、そういった事業も進めてきた。

そういったような状況があったと思っております。

ですけども、いわゆる収入はこれぐらいあると。

それに沿った予算編成をしっかりと見極めて行っていく。

例えば、いわゆる毎年貯金を取り崩しながら、基金を取り崩しながらこうやってやってきているのですけども、例えば、翌年に持っていける事業がないか。

そういうところも、優先順位を付けながらやっていくことで、枯渇してきているという

基金のそういったところの補てんにもなりますし、いわゆる貯金を毎年取り崩してこれまでやってきているので基金が減ってきているという、そういうところを打破していくためには、ある程度中札内村として予算ベースをしっかりと持って、収入に見合う支出を考えていく。

そういったことが大事なのかなというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

収入の範囲内で、歳入の範囲内で歳出が組まれていないというような形になっているというご説明だったかなと思います。

特定目的基金はもちろん、そういう特定の事業を推進するために積んでいる基金ですので、ある程度減るといっては仕方ないといえますか、そのためにつくられている基金ですから、その分はいいのですけれども、やっぱり問題なのは財政調整基金が減っているということですね。

そしたら財政調整基金ってどれぐらいが適正なのかというのが、やっぱり村の人は気になると思います。

埋め合わせとして一体どれぐらい持っている、村として住民に安心感を与えるといえますか、その辺りの考え方ですね。

定期監査の先日の所見では、令和7年度末残高が6億4、000万円弱というふうに見込まれておりました。

これは今の適正な水準というふうに捉えていいのでしょうか。

まずその辺について伺います。

○議長（中井康雄君） 川尻村長。

○村長（川尻年和君） 財政調整基金の考え方でございます。

こちらの考え方は、市町村によって色々考え方が異なってくるかなと思っておりますが、私自身は、中札内村と考えている考え方なのですが、今週月曜日に大きな地震があって、中札内村においても震度4というふうな形で、後発地震も今予想されておりますけれども、そういった大きな災害があったときに、いわゆる財政調整基金というのはそういう大きな災害のときに、住民にいち早くお金を、そういった給付金とか、そういったふうになった場合、いち早く出していける、そういった基金かなというふうに思っております。

いざというときに、そういったもので充てて、しっかり対応していく。

そういった基金でありますので、それを考えたときに、今6億数千万円というような状況でございます。

10年前には約十数億、15億円ぐらいあったのでしょうか。

それが減ってきている。

そういうような状況でありますけれども、うちの村で考える財政調整基金のあり方としては、やはり10億円以上あった方が良いでしょう。

その根拠といいますか、背景におきましては、やはり大きな災害、地震然り、大雨による洪水、あった際に、やはり1世帯あたり100万円程度のそういったお見舞金というのでしょうか。

そういった災害に伴うことを考えたときに、国・道からのそういった支援が半分程度はくるだろうと。

そのほかの半分ぐらいは村から補てんしていかなければならない。

そう考えたときに、人口、今3、800人余りということでもありますけれども、そう考えた

ときにやはり10億円は必要になってくる。

1世帯あたりではあるのですが、今1,800世帯あたりがあるのですが、そこに50万円程度出すとしたら9億、10億というようなお金が必要になってくるのではないかなというふうに考えております。

ですから、大きな災害が来たときとか、その有事の際には、しっかり対応していけるだけの財政調整基金が必要かなというふうに私は考えるところでございます。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

財政調整基金の目安としては、村としては10億円程度あった方が良いという村長のお考え、お伺いいたしました。

現在、先ほどお話したように6億円余りですので、あと4億円積んでいかなければいけないということでございます。

その目標ですね、もちろん10億円までには、では今4億円足りないとなったときに、大体いつぐらいまでにその数値目標を達成するというお考えなのか。

その辺り、もしありましたら、お伺いいたします。

○議長（中井康雄君） 尾野副村長。

○副村長（尾野悟里君） それでは、私の方から、財政調整基金、今、村長から答弁させていただきましたが、村としては災害等を考えながら、例えば、目安として10億円を目指して、ある程度目指していきたいという考え方はありますけども、当然やらなければならない事業というのがありますので、それにつきましては、今、今回答弁書の方でも答弁させていただいていますが、今、第5次の行政改革大綱というのもこれから検討していく最中ですので、すぐに4億、5億を確保できるというふうには考えておりませんが、やはり中長期的に、4年とか5年、そのぐらいのスパンである程度の積立が可能であれば、目標にしていきたいという考え方は、今持っているところでございます。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

4年から5年のスパンで考えていくということで、先ほど、第5次行政改革大綱及び実施計画についてということでご説明をいただきました。

これ、読んで最初は何だろうかって思うのですが、行政改革大綱というのは、今後数年間、行政をどう効率化して財政をどう健全化していくかということをもとめた中期的な指針だというふうに理解をしております。

中札内村でもこれまで4回作成されてきましたが、ものによっては2年であったり3年であったりというふうに、5年のものもありますけども、それぞれどのような状況でどのタイミングで策定されてきたのかということをお伺いしたいのと、また、今回の大綱は何年間、今、4年から5年ということでしたので、5年をめどに想定しているのかなというふうに受け取ったのですが、その辺りに想定の数値ですね。

そのあたりを確認させてください。

○議長（中井康雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺大輔君） これまでの行政改革大綱につきましては、平成の市町村合併の前後に見直しをかけるために、実施計画も立ててきております。

一旦その自律後の第4次行政改革、一旦落ち着いたところで、この間期間が空いているのですが、現在のまた財政状況を見直すために、来年度からの第5次行政改革大綱として5年間の計画で策定を今進めているところでございます。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

平成28年度まで第4次があって、29年から今までなかったということで、課長が今ご説明いただいたように、いろんなふるさと納税の例えば上昇ですとか、いろんな要素があったかと思うのですけれども、落ち着いていたということで、これを策定しなければいけないという時期に今は来ているという、そういう、少しやっぱり危機感を持たなければいけないのかなという意味合いで捉えています、それでよろしいでしょうか。

○議長（中井康雄君） 川尻村長。

○村長（川尻年和君） 11月の頭に、令和8年度予算の新年度予算の作成に当たって、私の方から全職員に対して、そういった危機感を持ってしっかり予算編成を行っていただきたいということを述べさせていただきました。

それは経常収支比率も含めて、うちの村の現状を説明しながら、職員がやはりしっかり理解して予算編成を行っていく。

これが大事なことだと思っています。

それで、そして課としてどういうふうにもこのまちづくりを進めたらいいのだということ、を、しっかり全員で共有しながら、今回の、今までも共有しているのですが、財政状況というのは、職員一人ひとりが認識しているというような状況ではなかったというふうに思っていますので、そこをしっかりと認識させていただいて、村づくり、財源をどうしなければいけないのだとか、そういった細かいところも含めて、一人ひとりがそういった認識に立って作るような形で今は進めてきている。

そういう状況でございます。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

私の目的で先ほど言わせていただいた、職員の方も住民の方も、そして議会も共通の認識を持ってまちづくりを進めなければいけないという、そういう考え方のもとにされているのかなというふうに理解をいたしました。

次に、持続可能な村づくりに向けての優先的な取組、施策についてでございます。

ご答弁では、移住定住、あとは福祉、健全な財政運営を最重点とするという方針を述べていただきましたけれども、いろんな、五つの柱ということで、まちづくりの五つの柱ということで村長が掲げられている施策のうち、この三つを優先的なものだというふうにご説明いただきました。

なぜこの三つなのかということをお聞きしたいと思います。

なぜなら、選択と集中を進めるということは、優先施策の裏でやはり削減されるものも出てくるというふうに理解をしまして、だからこそ、なぜこの施策が優先なのか。

どんな効果があるのかということをお聞きしたいと、村民の方に丁寧に伝える必要があると思うからでございます。

ですので、この3点を選んだ理由の方をお伺いいたします。

○議長（中井康雄君） 川尻村長。

○村長（川尻年和君） まず一番はじめに移住定住対策です。

いろんな課題はあるのですが、公約の中に色々、43の施策を項目をつくったのですが、それ以外に、その中で移住定住対策ということで、これはもう9月の補正予算の中でも示させていただきましたけれども、来年、分譲地を行うということで、しっかり新年度に入っても、その分譲地整備を行って、中札内村への移住定住、そういった所をしっかりと力を入

れていきたい。

分譲地を整備することで、また、場所的にも小中学校に近いとか、店舗に近いとか、そういったような利点もありますけども、やはり中札内村というのはそういった第5次ときわ野分譲地もそうだったのですけども、分譲したらすぐ完売してしまいました。

そう言った、そういう有利な、空港に近いとか、そういう有利な地域なのかなというふうには、それは考えての分譲施策なのですけども、そういったことも含めて、移住定住に力を注いでいきたいというところ、さらに福祉のまちづくりということで、これまでも実はやってきております。

子育て施策、さらに高齢者の施策も新たに取り組むべきことも考えております。

具体的な案はこの場では示されない部分もありますけども、しっかりと令和8年度の中で、福祉で施策を行うことによって、たださっき議員がおっしゃるとおり、なくす部分も出てくると思います。

例えば、何て言うのでしょうか、これは本当に村づくりに必要なかどうかということで、補助金の必要性の有無もしっかり見極めながら、今までやってきたのだけでも、そういったところをしっかりと内部で検証して、必要ないものとさせていただいて、必要なものは必要として残して、さらに必要なくなった部分を財源として新たな福祉政策に回すと。

そういったような所をしっかりと見極めるために、福祉のまちづくりというところを2番目にさせていただいて、3番目は先ほどから申し上げている健全な財政運営の確率。

こういったことを最重点にさせていただいたところでございます。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

選択と集中ということで、優先事項を進めながら、削減できる所は、こちらが必要であれば、こちらは優先順位が低いものですね、こちらは削減していくといいますか、そういう方向になるのかなと思うのですけれども、やっぱりその事業があるということは、必要だからまずは生まれたものでありまして、中々削っていくというのはすごく難しい作業かなと思います。

特に現場の住民の方と接しておられる職員さんが、やっぱり説明がきちんとできないと、お互い納得感がないとかという形になりますので、やはり事業削減見直しには理由の丁寧な説明がやっぱり欠かせないと思いますので、その辺りは住民との対話の場を積極的に設けていただきたいなというふうに思っております。

あと、次に、情報公開と村民の参加のしやすさについてでございます。

先ほどご答弁いただいたように、広報とか、あとは予算概要の冊子ですかホームページを通じてということで書かれておりましたけれども、あとはまちづくりトークとか、村民の場との意見交換の機会を積極的に活用しながら情報共有をするということでもございましたけれども、それは私も本当に進めていただきたいなというふうに思っております。

この中で、先ほどのちょっと話題に出た行政改革大綱については、成案がまとまったらパブリックコメントを実施するというご答弁でございました。

パブリックコメントは自治体が重要な計画を決める前に住民の意見を募る制度なのですが、実際には制度自体が住民の方に例えば知られていないですとか、資料が難しいとか、募集されているのに中々気付かないとか、結構参加のハードルが高いなというふうに個人的には感じております。

行政改革大綱って聞くだけで、もう結構難しそうだなって住民の人は感じるのではないかなというふうに思うのですけれども、今後も多くの計画策定が続いていく中で、もう1個、

参加しやすい仕組みをつくる余地があるのではないかなというふうに感じています。

具体的には、SNS、広報、公共施設での掲示による周知の強化。

これはもともとやられているものもありますし、資料あって、その紙にパブリックコメント実施中ですって公共施設で書いているの私も拝見しますがけれども、中々そこを素通りしてしまう方が結構いらっしゃると思いますので、もう少し周知の強化を図っていただくことはできないのか。

あとは、難しい用語への注釈や図表の追加によって、中身のわかりやすさをもう少し向上できないのかとか。

あとは、今は紙とかメール、ファックスでも受け入れるということですがけれども、これだけデジタル化が進んで、QRコードを活用するというのも考えていいのではないかと思います。

QRコードから意見フォームで提出できる仕組みにすることで、より多くの方にご意見をいただくことができるのではないかなというものと、あとはワークショップとパブリックコメントをセットにするという手法も考えられるのではないかなと思っております。

今実施している議会アンケートでも、QRコードの回答がやっぱり若干多いという傾向が見られておりますし、あとはまちなかキッチンスタジオを建設するに当たって、何度かワークショップを行った後もやっぱりパブリックコメントというのは、他のパブリックコメントの件数よりも増えていたというふうに私は理解しております。ワークショップでいろいろ話して、やっぱりここはこうした方が良いよねというふうな意見も書きやすいかなというふうに思いますので、そのようなセットの手法なんかも考えていただけたらどうかなというふうに思っております。

やっぱりせつかくの制度ですので、形式的なものに留まらないで、参加しやすい場づくりといえますか、そういった工夫が進められないかというふうに感じているのですけれども、その辺りの村のお考えをお伺いいたします。

○議長（中井康雄君） 川尻村長。

○村長（川尻年和君） 今、貴重な意見いただきました。

SNSさらにはわかりやすい説明を、そういった説明できるような、そういった方法ですね。

今本当に、今議員言われたところを、さらに今までパブリックコメントも含めて数多くやってきております。

その中の検証を踏まえて、わかりやすく、あらゆる方法を使って、そういった周知に努めていきたいなというふうに考えております。

今できること、今までのやってきてこういうふうにした方がいい、今、先行しているそういった事例も今お伺いしましたので、そういったところをしっかりと取り入れるところは取り入れて、村民の意見がもらえるような体制づくりに寄与してまいりたいと、努力してまいりたいと考えております。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） ありがとございます。

ぜひ、前向きにご検討いただきまして、住民の皆さんが意見が出しやすいような、そういった環境を整えていただければと思います。

最後に、他の自治体になるのですけれども、北海道の先ほどちょっと触れました北見市についてですね。

来年度、30億円を超える収支不足が見込まれて、物価高騰や公共施設の維持費の増加な

どを背景に、大きな見直しが検討されているということでございます。

説明会では、やっぱり早めに知らせて欲しかったという声もあった一方で、丁寧に説明が重ねられる中で理解が広がって、市民や企業がボランティア活動や道路にネーミングをする、道路の何というのでしょうか、名前を付ける、企業さんですとね。

それを公募で売るという形、権利を売るというネーミングライツの方法ですとか、あとは施設を民間、公共施設の民間活用ですとか、結構、今前向きな取組につながっているというふうに報じられているところでございます。

中札内村は、北見市ほど深刻ではありませんけれども、ただ、9日の本会議で村長から説明があったように、まだ今ご答弁いただいたように、今後の事業への補助金の見直しなど、収支の状況でも十分に行わなければ基金が底をつき、やはり財政運営が厳しくなる可能性があるというお話ですので、決して悲観する必要はありませんけれども、しっかり向き合っている時期に来ているというふうに私も感じております。

だからこそ、まずは自治体財政の仕組みや現状、将来の見通しを職員の方、議会、住民が同じ認識で共有することが大切だと思いますし、その上で歳入の範囲に収められなかった点についても、丁寧に説明し、議会としても自分たちはどう考え変わるべきかというふうにご考え、住民の皆さんにも、自分にもできることがあるかもしれないというふうな、そう思っただけの環境づくりは必要だと考えております。

川尻村長には、これまで示されてきた対話と行動力をさらに発揮していただいて、職員の皆さん、あとは関係団体、住民の皆さん、そして議会とともに課題を一つひとつ乗り越えながら、未来につながる村づくりを進めていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問の方を終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） それでは、次に、3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） それでは質問に入らせていただきます。

外国人による土地取得と太陽光パネル設置に伴う地域環境への影響について、お伺いいたします。

1点目、北海道では外国人による土地取得や森林買収が増加傾向にあり、特にニセコ町、倶知安町、占冠村などの観光地や水源地が買収されており、「自分たちの地域は大丈夫なのか」という不安が募ります。

現時点で中札内村は、土地取得の報道は聞かれていませんが、将来的なリスクに備えるためにも、次の点について伺います。

- ①、本村においても外国人による土地取得の実態について把握されているのでしょうか。
- ②、今後、土地取得についての対策や規制のあり方について村として、どのようにお考えでしょうか。

次に2点目です。

釧路湿原周辺で進められている「メガソーラー建設」によって、森林伐採やそこに生息するタンチョウやオジロワシなどの環境に悪影響が出る可能性があるという問題になっています。

脱炭素社会実現のための手段として、再生可能エネルギーの導入は不可欠と考えており、その中でもソーラーパネルによる太陽光発電は私自身も勧めていましたが、パネルの設置場所によっては、このような環境問題につながるということがわかってきました。

そのことから次の点について伺います。

- ①、中札内村は事業者による太陽光パネルが数か所設置されていますが、その件数や設置環境については把握されていますか。

また、今後住宅以外の太陽光パネル設置は予定されているのでしょうか。

②、今後、大規模な太陽光パネル設置の事業者があった際、どのような基準や方針で対応していくのか伺います。

3点目です。

中札内村では「景観まちづくり委員会」による景観計画が進められています。

その中で太陽光パネル設置の基準について検討されているのか。また、その場合どのようなことが想定されるのか伺います。

○議長（中井康雄君） 川尻村長、登壇願います。

○村長（川尻年和君） 外国人による土地取得と太陽光パネル設置に伴う地域環境への影響についてお答えします。

まず、1点目の外国人による土地取得や森林買収についてですが、本村における令和7年1月時点の土地所有者について氏名及び住所を確認したところ、外国籍と思われる所有者の該当はありませんでした。

次に、今後の対策や規制の方法についてですが、国土利用計画法により、面積が1万平方メートル以上の土地を取引する際には届出が必要であり、村の意見を付した上で北海道へ提出することになります。

また、今年7月からは、届出に国籍を記載することが義務化され、外国籍についても確認できるようになりました。

届出の内容が土地利用に関する計画に合致しない場合や公共施設の整備に支障をきたす場合、周辺の自然環境の保全に明らかに不相当とされる場合などは、許可をしないこととなっております。

このほか、地域森林計画の対象となっている民有林は、所有者の変更や伐採をする際には村への届出が必要であります。

農振地域における開発行為や農地転用をする際には、村や農業委員会への届出が必要となっているため、土地利用の適正化を図る上で一定の効果があると考えております。

さらに、面積1ヘクタール以上の土地での開発行為や、3,000平米以上の土地の形質を変更する場合は、それぞれ北海道へ届出が必要であり、自然環境保護の観点からも規制がかけられております。

なお、外国人の土地の購入については、国の法制度等と関係する部分もあり、村独自に規制することはできませんが、土地の開発や利用については、先ほど述べたとおり一定の監視と規制ができていていると考えております。

2点目の「メガソーラー建設」についてですが、本村における太陽光パネルの設置状況としては、村の償却資産課税台帳において「太陽光発電」と記載された償却資産を保有しているのは、現時点で17事業者となっております。

しかし、その設置場所や設置台数、設置状況などの把握までには至っておりません。

また、今後の設置予定についても、村としましては現段階で把握はしておりません。

次に、どのような基準や方針で対応していくのかについては、3点目の質問と合わせてお答えさせていただきます。

現在、本村は令和9年度からの運用を目指して景観計画を策定中であります。

計画では、野立ての太陽光発電を建設する際には、事前に村へ届出が必要であると規定する予定であり、届出された場合には、日高山脈等の景観資源を阻害しないか、デザインや色彩は周辺と調和しているかなど、景観への影響について村で審査を行い、必要に応じて指導や勧告・命令ができることとなっております。

これまで本村では、太陽光発電設備の設置について規制するものはありませんでしたが、

今後は景観計画によって一定の制限をかけることが可能となります。

また、事前に届出や協議が必要となることで設置のハードルが上がり、村内に太陽光パネル等の乱立を防ぐ効果が期待できると考えております

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） それでは、1点目の外国人による土地取得についての再質問をさせていただきます。

様々な届け出が必要だということが、今回の答弁でわかりました。

対策や知見が行き届いているということで、ちょっと安心いたしました。

中札内村の認知や水源地、そして自然環境など、村の大切な資源が将来的にどのような扱われるのかということは、村民の安心にもかかわる課題だと思っておりますので、今回、こういった質問に至りました。

今後に備えるという意味でも、これからも状況の把握に努めていただきたいと思います。

次に、太陽光パネル設置についての再質問ですが、太陽光熱発電として償却資産を運用するというふうには、17事業者ということで、設置場所や設置状況は把握していないとお聞きいたしました。

この太陽光発電ということに関連するものですね。

なので、パネルの設置なのか、それに附随するものなのかはちょっと私もわかりませんが、償却資産台帳に載っていたということは、設置場所やそれから規模が、村の方ではわかっているはずだと思います。

これは固定資産税に関係するものなので、規模によって課税額というのでしょうか、そういうもの変わってくると思いますので、本当に把握されていないのかどうかをもう一度お聞きいたします。

○議長（中井康雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺大輔君） 太陽光パネルの設置についてはですね、あくまでその設置者が節税のために、村の方に償却資産として届け出があった場合に、村としては把握できるということになっておりまして、固定資産税とは、太陽光設置パネルについてはかからないということで、把握できる部分は、先ほど申し上げた償却資産として届け出があったものということになります。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） 償却資産台帳に載っていても、固定資産税はかからないということでしょうか。

○議長（中井康雄君） 平山住民課長。

○住民課長（平山直人君） 償却資産台帳に載っているものについては、固定資産税はかかりません。

届け出が必要だということで、事業者が届け出するものとなりますが、規模ですとか場所までは特定できないというのが、あくまで償却資産申告は金額と事業者、幾らで取得したのかという金額ぐらいしか把握できませんので、そういったことで把握できないということでお答えしているところでございます。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） 幾らで取得したのかというところで、固定資産税の額も変わってくるということですね。

村では把握はしていないけども。

わかりました。

この17事業者は現在も何も問題なく、こうやって建設というか建てられていると思いますが、例えば設置した場所が、例えばですが、景観が損なわれる場所であったとか、それから、土砂の流出が、建設することで起きたということに今後なっただとしても、村がそういうところを把握していなかったために対応が遅れてしまったということもあり得るのではないかと思います。

やはり設置場所を把握する体制は、今後必要と思われませんが、その辺はどう考えますでしょうか。

○議長（中井康雄君） 川尻村長。

○村長（川尻年和君） お答えしたいと思いますけど、例えば、場所と、さっき言った償却資産台帳ですか、こちらに出ているのは、所有者と購入する規模、場所まではというようなお答えをさせていただきました。

こちらの方につきましては、いずれにしてもそういう農振の区域に関わっているとか、農地に掛かっているところ、そういった所に関しては、そういう所には設置されていません。

あくまでも雑種地というところに設置されている。

何もかかっていないところに設置されていることになります。

そういった中での設置が17事業者が、今そういうような形で設置されているというふうな、今状況なのです。

今後においては、これまでのやつについては規制はできませんけども、今後設置される太陽光については、しっかりした景観計画に基づいた審査、さらには必要に応じた指導や勧告、命令ができる。

そういったようなところも含めてのこの景観計画の策定に今取り組んでいるところでございますので。

これはしっかり令和9年度からできるような体制づくりを取り進める中で、今言う、太陽光に対する必要に応じての対応を行っていく。

これが大事なかなというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） わかりました。

川尻村長が言われるように、この景観条例ができると、ソーラーパネルの設置基準などもさまざまな制限が受けるということがわかりました。

それで、去年、議員全員で鶴居村と、去年行きました。

そして今年は美瑛町を視察して、景観条例について説明を受けました。

これはどちらも美しい村連合の加盟している町村でありますけれども、参考にですけれども、鶴居村では、美しい景観と太陽光発電事業との共生に関する条例というのを制定し、景観形成の方針や行為の制限などの規制を強化しています。

村独自の景観計画を策定されておりました。

また、美瑛町では、景観条例と再生可能エネルギー、発電設備条例の二重規制により、太陽光パネルが無秩序に設置されることを防ぐとともに、景観を守りながら再エネにも力を入れていた。

どちらのまちもそういった自然環境を守りつつ、再エネとのバランスを取りながら取り組んでいるのが印象的でありました。

本村もゼロカーボンシティのまちとして見習うことがあると感じます。

ぜひ、参考になればと思い、今日発言させていただきました。

現在、中札内村の景観計画策定中とお聞きしております。

それには様々な、すごく、規制、いろんな景観の阻害しない、周辺と調和しているかとか、景観への影響、それらも色々考えられているということですが、日高山脈が国定公園となりまして、今後、そういった観光客も増加されるということも見込まれております。

特にビュースポットですか、そういった箇所には太陽光パネル設置を、ぜひ規制する必要があると考えておりますけれども、その設置条例ですが、村全体で、全域でパネル規制はされているのか。

それとも日高山脈方面がなっているのか。

その辺が、パネル設置規制ですね、分かるでしょうか。

○議長（中井康雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺大輔君） 現在進めております景観計画の中の規制においては、太陽光パネルにつきましては、村内全域が対象となります。

また、住宅の屋根に設置されるような太陽光は除いて、それ以外のいわゆる野立てで建てるもの、これはすべて、規模にかかわらず全部対象としております。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） わかりました。

村の美しい景観が守られ、住みやすいまちになるような景観計画の策定が進むことを願っております。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） 休憩をしたいと思います。

午前11時15分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（中井康雄君） 皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

それでは、次、7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） それでは、3番目の質問をさせていただきます。

物価高騰に対応する村の支援策について、お伺いいたします。

2025年に入りましても物価高騰の動向は止まらず、飲食料品値上げ品目数は2024年の約1.6倍となる、2万609品に達しているとの報道がありました。

円安による輸入コストの上昇に加え、原材料価格の高騰・光熱費・人件費・物流費の上昇が複合的に影響していると思われまます。

ガソリン価格におきましては、国からの補助金導入や12月末には暫定税率の廃止により徐々に下がってきておりますが、以前から見ますと高止まりの状況であり、主食のコメにおきましても十分な供給量が確保されながらも、買取り単価上昇などにより高止まりしたままです。

政府も補正予算のなかで物価高騰対応として、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」あまりにも長いので、簡略して重点支援地方交付金を国会に提出する予定ですが、実際にどのような物価高騰対応に予算を充てるのかの判断は各自治体に任されているように思われまます。

これから年末年始に向かい、何かと出費が増える時期になりますが、住民の皆さんも国の動向などの情報を見ながら、今後、中札内村としてどのような物価高騰に対する支援をしてもらえるのか、期待されている事案だと思っております。

1 2月定例会の補正予算には、物価高騰対応に関する予算は見受けられませんので、今後の村の対応と考え方について伺います。

1点目、村としてはいつ頃、物価高騰対応策を実施できる運びとなる予定なのか。

2点目、国からの交付金をどのような物価高騰対応策として住民に支援するのか。

3点目、支援対象は低所得者を優先したものにするのか、全村民または全世帯を対象とした支援を考えているのか。

4点目、村としては財政上、あまり経費がかからない支援策を考えるべきではないか。

以上、お伺いいたします。

○議長（中井康雄君） 川尻村長、登壇願います。

○村長（川尻年和君） 政府は物価高騰に対応するための補正予算を編成し、地方創生のための交付金に係る予算を今国会に提出しております。

このうちの重点支援地方交付金は、支援内容を各自治体の判断に委ね、地域の実情に応じて生活者や事業者への支援を行える交付金となっており、本村への配分額は7,000万円程度を見込んでおります。

これを踏まえ、本村では、家庭生活に大きな影響を与えている食料品等の物価高騰に対する支援策として、迅速かつ効果的に幅広い村民への生活支援を図るため、プレミアム商品券事業を予定しているところです。

事業の詳細は、現在、商工会とも協議を進めておりますが、プレミアム率40%の商品券を1万円で販売することで検討を行っているところです。

また、高齢者への生活支援を図るため65歳以上の方には商品券を8,000円で販売することで検討を行っております。

プレミアム商品券を活用した経済対策支援は、過去にも取り組んできた実績がありますので、迅速かつ円滑に物価高騰対策として実施しやすい事業と思っております。

さらに、事業に係る予算は、国の予算成立後、12月中に開催予定の臨時会において補正予算を編成し、1月下旬には販売が開始できるよう取り進めてまいりたいと考えております。

なお、プレミアム商品券事業以外の支援策については、現在、村の令和8年度予算の編成作業を進めていることから、国が制度化する各種支援策の動向を踏まえて検討を行い、早期に取組みが必要な事業は、12月臨時会の補正予算として、継続した取組みが必要な事業は、令和8年度予算に財源充当を含め、事業予算を計上し、地域経済の安定化と活性化を図ってまいります。

○議長（中井康雄君） 再質問お願いいたします。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 今、物価高騰対応や経済対策の重点支援地方交付金におきましては、国会では、昨日衆議院の方で可決されました。

今日あたりから参議院の方へ回っていくのかなというふうに思います。

多分国会で可決されるのが12月17日頃というような予定で進められているのかなというふうに思いますけれども、各自治体でもなかなか国会での可決がされておられませんので、なかなか支援策を打ち出せないような状況なのかなというふうにも感じているところでございます。

しかしながら、他の自治体では、おおよその交付金の配分額というのある程度もう分かっていると思いますので、支援策を打ち出しているところも、まちもあるのではないかなというふうに思います。

中札内村も今回の答弁の中で、配分額は7,000万円ほどを見込んでおり、12月25日に開催される臨時会の中で、多分この物価高騰対策支援として、プレミアム商品、プレミアム率40%の商品券若しくは、高齢者65歳以上の方に関しては、これプレミアム率でいくと75%ぐらいになるのですか、そのように理解してよろしいでしょうか。

75%ほどの商品券を1月下旬までには販売を開始したいというようなことでございますが、まあ、できれば私としては、年末年始どうしても出費がかさむ時期でございますので、もう少し早くに何か一つでもこういった支援策を打ち出せなかったのかな。

できれば本当に12月最初の定例会の中でも補正の中にも、もし組み込むことができなかったのか。

その辺国の方でまだ可決されていないので見切り発車はできないという考えで、少し延ばされていたのか。

その辺のちょっと考え方についてをお伺いをいたしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 川尻村長。

○村長（川尻年和君） お答えしたいと思います。

時期の関係です。

今、国会の中でも、時期の関係についても色々議論されてきました。

本村においても、ある程度これぐらいの金額になるだろうというのは、国の方からある程度示されてきました。

12月の上旬ごろですね。

そういった中で、実際に職員に通知して、うちの村ではどういった方策が、政策がよろしいのかというようなことで、この辺はしっかり議論するようなところで指示を出していたところがございます。

しかしながら、今村議会においては、補正予算の中にはちょっと間に合わなかったというような状況があります。

その背景におきましては、今議員言われたように、補正金額が明らかにされていない。

そういったところで、何を進めるかというところの準備はしっかりこれまでやってきたところがございます。

今言われたように、プレミアム商品券を、65歳未満の方についてはプレミアム率を40%と、さらに、65歳以上の方に関しては、プレミアム率を75%というような形で、高齢者対策もしっかり行っていく。

そういったところをしっかりと考えてきたとともに、考えてきたと。

そのほかにもどういった政策がうちの村では取っていくべきなのかということも、今しっかり議論しているところがございます。

ですから、これが1月の臨時会で取り進めるとさらに遅れるということになりましたので、これは早急にやらなければいけないということで、今月、この臨時会で、今月の臨時会で取り進めるべきというようなところで、なるべく迅速に取進めることを念頭に置いて考えたところがございます。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 国の方でも色々聞いて見ておられますと、ある程度交付金の使い道は自治体の方に任ずということを言われているのですけども、できるだけ年内に早くそうい

った支援ができるような体制を取っていただきたいとかって言っているのですが、この年内というのは12月末のことを言っているのか年度内のことを言っているのかわからないのですが、国会通過が12月17日なのに、年内に早く各自治体でいろんな策を考えて出せというような言い方をされているけど、ちょっとそれは無理じゃないかなというふうに自分も思っただけなんですけども。

確かに川尻村長も、以前のお話の中では、1月に臨時会を開催して、その中でこういった物価高騰対策の支援策の補正を出したいというようなお話もされておりましたけれども、やはりそれでは遅いということで、今回12月中に臨時会を開催して、この支援策についての補正を出されてくるのかなというふうに思いますので、少しは早まっているということで、その辺は理解はするところでございます。

今回出されておりますプレミアム商品券でございますけれども、確かにプレミアム率40%、そしてまた、高齢者の方には75%ということで、比較的所得の低い高齢者と年金暮らしの方々等も多い、所得の低い方々も優遇されているということで、大変購入された方には非常に大きな支援にはなると思います。

ただ、今までこのプレミアム商品券、村でも何度か出されてきてはいますが、これをちょっと振り返ってみますと、以前ちょっとお聞きして調べた中では、全世帯の5割強ぐらいの方ぐらいしかこのプレミアム商品券を購入されていないというような数字もあったと思います。

どうしてもこう若い方なのか、そういった方々がなかなかこの1万円を出すということに少し抵抗があるのか、若しくは帯広で買い物されたりですか、最近では電子決済が進んできていますので、なかなかこれに飛びついてこないというか、利用されていない方も多いのではないのかなと。

やっぱりこの1万円を出す、若い方だけではなくて、やはりこの1万円が大変なのだよということで、なかなかこれに飛びついてこない方も多いのではないかなというふうに思うのですよね。

そういうことを考えたときに、やはりこのプレミアム商品券というのは、中々全世帯に対しての支援策にはなかなかならないのかなというふうに自分思うのですけれども、多分、今後、この臨時会等で出されてくるのはこれだけではないのかなというような気もするので、もう少し何か全世帯向けの支援策というのは考えられているのかどうなのか。

まだその辺については具体的なことがわからなければ、わからないでいいのですけれども。

その辺の全世帯向けの支援策というのは考えられているかどうかをまずお聞きします。

○議長（中井康雄君） 川尻村長。

○村長（川尻年和君） お答えします。

プレミアム商品券に関しては、これまで購入しなかったり、そういった物価高騰対策の対応ということにはならないのですが、そういったところをちょっと考慮をする中で、本村では過去に行ってきたてはいないのですが、水道料金の基本料金の減免、こういったところを、今検討しております。

これは全世帯の生活支援にもつながりますし、さらには事業者の支援にもつながるのではないかと、わづかではありますけれども、そういったことで全世帯向けにはそういうふうに行う。

さらに、今回、強い経済を実現するための経済対策として、0歳から高校生までのお子さんを持っている方に、一人当たり2万円の物価高騰対応、子育て応援支援というのが出ます。

これは国からおりてきて、そういったようなところがありますので、子育て世代にはそういったような形で2万円の支給がある。

それを考えたときに、購入していただかなければ、そういったような物価高騰の対策にはならないのですが、一般の方にはプレミア率40%、そして65歳以上の高齢者の方に関しては75%というようなプレミア率を付けて、しっかりそういった物価高騰の支援を行っていく。

さらに、先ほど申し上げました水道料金の基本料金の減免、こういったところが今、村の中で議論して取り進めていこうということになっておりますけれども、この他にも、色々と、いろんな案が出ていますので、それをいろいろ吟味して、うちの村ではこういうふうにやっていくというような方向性をしっかり見出していきたいと考えているところでございます。

○議長（宮部修一君） 全世帯向けについては、水道の基本料金の免除というようなことも考えられているということで、わかりました。

プレミアム商品券を購入されなかったについても、幾分はこの水道料金の免除等で支援はあるのだなということが理解はできます。

村の方でも、以前、物価高騰支援ということで、暮らし応援商品券、これは村の商工会の商品券を、全世帯に出したと思うのです。

1世帯あたり1万円ですか。

子ども世帯には2万円だったかな。

そういったことで、それをゆうパック等で送付した経過があったと思います。

私もこれ行ったのもう1年以上前だったかなと思って、昨日総務課の方で聞いたら、今年の令和7年の3月に実施したものだのですよね。

これ、こういった村の商工会の商品券ということになると、ちょっと一部使えない店舗も出てはくるのですけれども、ただ、一応全世帯に配られるということで、やはり全住民に対して公平な支援策ではないかなというふうに思うのですけれども、その辺については考えられなかったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 川尻村長。

○村長（川尻年和君） お答えします。

こちらの部分も考えました。

今議員言われたように、使うところが特定されてしまう。

使えないところが出てくるということですね。

そういった所を考えたときに、その辺を考慮すると、やはり全店舗で使えるような、そういったものの方が良いというような判断をさせていただいたところでございます。

やはり、国会の中でも今議論しておりますけれども、お米の高騰に対する部分にも力を入れたいというような、そういったような議論もされておりましたけれども、やはりそれを考えたときに、一部使えないところが出てくると、そういったところの何というのでしょうか、利用ができないということもあったものですから、今回はプレミアム商品券の方が良いのではないかと。

さらに水道料金を減免することで、今考えているのは、1月から3月分というような考え方です。

そうすることで、やはり水道料金の基本料金が2,000円程度になるのでしょうか。

3カ月分になると6,000円ぐらいになるのでしょうか。

そういったような、基本料金はまちまちなので、そういったところで、金額には異なりませんが、1月から3月分というふうにするので、大きな物価高騰支援につながるのでは

ないかというふうに考えているところでございます。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 村の商工会の商品券にしてしまうと、やっぱりどうしても使えないところも出てくるということなのですが、逆にこのプレミアム商品券にしてしまうと、やっぱり一部の大きなスーパーの方に流れてしまう可能性もあるのではないかなというふうな気もするのですけれども、ちょっと難しいところですよ、この辺についてはね。

できれば、このプレミアム商品券を本当に多くの村民の皆さん方が購入していただいて、少しでも生活の糧にさせていただければなというふうに思いますけれども、結構高齢者にとってはかなりのプレミア率もございますので、喜ばれる方もいるかと思えますけれども、一部ちょっと買えないというような方も出てくるかもしれませんので、再度その辺もちょっと考えて、今度の臨時会に出していただければなというふうに思います。

今ちょっと村長の話の中で聞いておまして、今話題になっているお米券ですね。

これについては、多分あまりやらないような状況なのかなというふうに聞こえたのですが、中々この米券についても、いろいろ農水大臣あたりやられていますけれども、やっぱり3,000円ぐらいもらっても5キロの米1袋買えないじゃないとか、あと、経費率が非常に高いですとか、どうしてもJA団体やらそういった団体への支援でないのかとか、いろいろ意見が出されておりますけれども、私もこの米券については賛同はしてはいないのですが、ただ、先日、テレビ見ていましたら北海道の留寿都村が結構早くから、何かの臨時交付金を活用してやられていたと思うのですが、75歳以上の方と、あと18歳までのおおさんがいる世帯に対して、4,000円の米券を配布していたと。

もう早い時期、8月ぐらいから12月末まで使用できるお米利用券だということ。

なるべく経費もかけないでやりたいということで、この券については、JA全農ですとか、全米販のお米券ではなくて、村独自で、役場の印刷機を使ってお米券を印刷して、それを配布して出していたというような報道がなされていました。

そういったことで色々考えながら努力して支援をしているまちもあるのだなということが、つい先日ですけれども、見ていて感心したところでございます。

どうしてもこの米というのは日本人にとっては主食でございますので、やっぱりこの米に対する支援もあっても良いという方も結構多いようにも思えますけれども、再度、今回、村としてはこの米券については、あまりやらない方向なのか。

その辺もし考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中井康雄君） 川尻村長。

○村長（川尻年和君） お答えします。

先ほど申し上げているとおり、お米券の部分に関しましては、今、お米券で配布することで、今、米の値段も一部上昇してきている。

そんなような状況もあるということもありました。

政府では、大臣はそういったようなところで推奨しているというところもありますが、やはり食料品全体のことを考えて、物価高騰に対する、そういったような対策の方が、本村においてはよろしいのではないかなという判断に至りました。

よって、商品券ということで取り進めていきたいというふうに考えているところでありますし、お米券ということでは、今回、本村においては行わないという考えであります。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） お米券についてはやらないということで理解をいたします。

この米券についても、昨日ですか、JA全農さんの方も、やはりかなり経費が高いということで苦情が出ているみたいで、昨日、ちょっと経費を10円だか10円ちょっと下げるといような別なお米券を急遽何か作るような発表もされていましたが、今村長言われたように、やっぱりこの米券の配布によって、中々これをやることによってまた何か米の価格がまた下がっていかないのではないかというか、高止まりで終わらせてしまうような施策にもちょっと見えるので、私もあまり賛成はできないのですが、米に限らず、ほかのものもやはりいろんな食料品が上がっているということで、広く使える商品券での対応ということで理解をいたします。

あと、先ほど村長の答弁の中で一部触れられていましたけれども、経済対策の中の物価高騰対応ということで、子育て応援手当ですか。

これについては、今まで2024年の10月に所得制限が撤廃された児童手当が今支給されている訳ですけども、これに上乗せするような形で、一人当たり2万円の支給される予定だと思います。

この2万円の手当の支給については、いつ頃ぐらいにできる状況なのか。

その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） ただ今の子育て世帯への支援金について、お答えをしたいと思います。

2月の児童手当に上乗せをして2万円を支給するという考え方が最初示されていたのですが、それに合わせても良いですし、それと合わせなくても良いというふうになっております。

先ほど、12月臨時会を行うことになりましたので、少し、2月の児童手当よりも早く支給できないかということで、今ちょうど検討を始めているところです。

ちょっと時期については今、明確にはお伝えできませんけれども、早めたいなというふうに考えています。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） うちの村としては、2月の児童手当よりも少し早めに支給できればということで、これについてもできるだけ早く支給できるような体制を取っていただければというふうに思います。

次に、これも経済対策、物価高騰の方で対策の方にも出ていますけれども、電気・ガス代への支援というのも、今回の国の補正の方で入っていると思います。

これについては、3カ月間、1月から3月の冬期の暖房の利用機会が多くなるということで、1月が4.5円、2月も4.5円、4月は1.5円ということで、3カ月で平均1世帯あたりだと7,000円ほど下がるというようなことでございます。

多分これは国から直接電力会社やガス会社等へ補助されるのかなというふうに思うのですが、電力については多分、中札内村の方も全世帯対象になると思うのですが、このガスに関しては、何かちょっと見てみますと、都市ガスが対象のようにも取れるのですが、こういった中札内村あたり、都市ガスでなくてガスボンベでのガスの使用をされているようなところというのは対象外になってしまうのかどうか。

その辺何か情報は得ていますでしょうか。

○議長（中井康雄君） 尾野副村長。

○副村長（尾野悟里君） それでは、私の方からは、現時点で国から示されている制度の部分でお答えをさせていただきたいというふうに思います。

先ほど、宮部議員の方から、燃油代、電気代、あるいはガス代に対しての高騰対策に対して、支援ということで、国からメニューの方、確かに打ち出されていますが、あくまでもこちらの方は、国から現段階で、こちらの方が押さえている情報も、電気については、国から直接電気会社の方に補助を出すことによって、契約の単価を減少させると。

ガス料金についても、今現段階でこちらの方が押さえているのも、宮部議員おっしゃるとおり都市ガスに対して、今幾らからの助成を、国と言いますか経済産業省の方が助成できないかというところを考えているという情報で、今こちらの方もそこで、それ以外の情報はまだ入ってきていないというところでございます。

なので、プロパンが云々かんぬんという情報は、こちらの方でもまだ入ってはおりません。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） ガスに関しては都市ガスがメインなのかなということで、今、最近北海道の方でもガスを利用した、暖房に利用している住宅等も結構出てきてはいると思うので、できれば、何かそういった都市ガスだけでなく、そういったプロパンガスの使用にも少し助成があればいいなというふうに思いますけれども、これは中々、国の方で決められてくることだと思うので、なかなか変えるのは難しいのかなというふうに思いますけれども、これについても、村の方でも再度情報収集しながら対応できないものなのかどうなのか。

その辺についてもちょっと調べていただければなというふうに思います。

大体お聞きしたいことは以上なのですが、非常に本当に最近物価がかなり、何もかもが上昇しております。

自分は普段あまり食料品ですとかそういった買い物にはあまりタッチしていないのでよく分からない面も多いのですが、やはり家計を預かっている妻あたりから聞くと、本当に何もかも上がって、ちょっと買ってもすごい金額になってしまうよというようなことも結構聞いております。

やはりそういったことで、今回、公務員やら我々特別職あたりも、人事院勧告の指示のもと、少しではありますけれども、手当等も上がっております。

ただ、中小企業ですとかそういったところは、なかなか賞与ですとかそういったものに反映されるのかどうかは分かりませんが、非常にやっぱり厳しい方々もおられると思いますし、その辺、考慮しながら、今後、12月の臨時会、今後の開催される臨時会において、多くの住民の皆さま方の支援となるような策を再度出していただくことを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） それでは、若干早いのですが、休憩にしたいと思います。

午後1時まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、午前中に引き続き会議を開きたいというふうに思います。

それでは、5番福原議員から再開いたします。

お願いいたします。

○5番（福原一斉君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問に入らせていただきたいと思います。

公共施設における指定管理者制度導入の村の考え方と業務成果等の検証についてということで質問させていただきたいと思います。

通告を読み上げる前に、この質問に至った経緯として、前段として少しお話をさせていただきたいと思います。

私自身ですね、議員になる前、指定管理事業者として、この指定管理制度というものを受けて、事業者としてその業務に携わった経験がございました。

大規模育成牧場の受ける代表者として関わった経験から、当時、はじめて受けるような形でしたので、様々な指定管理制度という制度の中で、どういうふうにやっていったらいいのかと、非常に悩みながら、また、役場、当時産業課長であった尾野副村長をはじめとする方々に色々なお話を聞きながら、非常に苦勞してきた経験というものもがございます。

そういう中で、やはり民間事業者として、この行政の仕事に携わるといふ難しさ。

そういったものも感じながらやっていくのですけれども、なかなかうまくいかない。

それはなぜなのかということを考えて、この指定管理制度自体に問題というか、なかなか使いづらい部分というのか、そういうものがあるのかなというふうに思い、そういう思いがずっとありました。

議員になった時に、どういう制度なのかということでも見たところ、この制度を使っている事業にわたってこの制度が使われているということも理解しました。

ただ、多くの事業に渡っているが故に、その中身が果たしてどうなっているのかというのを把握するのが非常に時間もかかったということで、今日までなかなか質問に至らなかったという経緯でございます。

特に昨今、この指定管理制度において、多くの村の経費がかかっているというような現状ですとか、あるいは、平成7年度、8年度にも多くの指定管理制度の中で更新時期を迎えるというようなことがありますので、まだまだ全体、自分としては把握していない状況ではある、準備不足な段階ではあるのですが、今回の一般質問に何とかしようということで考えてきましたので、お聞きいただきたいというふうに思います。

ただ、なかなかまだうまくまとまっていない部分もあるので、その辺、ちょっとご理解いただければというふうに思います。

ちょっと前段長くなりましたが、それでは質問に入らせていただきたいと思います。

村では現在、13カ所の施設に指定管理者を設置し、各施設の管理運営を委託しています。

しかし、所管課は多岐にわたり、事業内容、事業性は施設ごとに異なるため、予算審議、決算審議時の際には委託料を一括計上している現状において、実態を正確に把握することは極めて困難な状況にあると考えています。

各所管課においては、指定管理業務の内容や運営方法等を検証・評価しているとは思いますが、施設ごとに指定管理者制度を導入する目的や目標に違いがあるため、単に収益性だけを精査しても充分とも思われません。

その施設を事業者が管理することによって、村民及び利用者にとっていった利益やメリットがあったのかを公にする必要があるのではないのでしょうか。

指定管理者制度は、公の施設を民間法人や団体に委託して民間事業者のノウハウを活かし、住民サービスの向上や経費節減、収益性の向上といった目的のために創設された制度と理解しています。

事業者が目的に向かって適正に運営されているかどうか、村として、どのように事業内容等を検証し判断されているのかをお伺いします。

また、民間事業者でない指定管理者制度になじまないような施設も散見されるように思

われますが、次の点について伺います。

1、指定管理者制度を導入するか、直営で運営されるか、どういったどのような基準で判断をされているかをお伺いいたします。

2、民間事業者の場合、事業者努力による評価をどのように指定管理者契約に反映しているのか伺います。

3、住民サービスや村の価値向上、経済波及効果など金額に表れないことを業務の目的としている場合、どのように評価されていますか、お伺いいたします。

以上3点でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中井康雄君） 答弁願ひます。

川尻村長、登壇願ひます。

○村長（川尻年和君） 指定管理者制度は、公共施設の管理運営を民間法人や団体に委託することにより、民間のノウハウを利用してサービスの質向上、行政コストの削減、収益化を図ることを目的としております。

1点目の指定管理者制度導入の判断基準としては、各施設における特性や目的を踏まえた上で、民間の企画力を活かせるか、収益性を確保しやすいか、施設運営を包括的に任せられるかなど、村が自ら管理するよりも施設を活用した住民サービスの向上が見込まれる場合やより合理的な管理運営が期待できると判断した施設を選定しております。

また、指定の期間は、サービスの継続性、利用実態、指定管理者の安定した管理期間、雇用の安定性、長期間の指定に伴う管理の硬直化排除などを総合的に判断し、原則として5年間を基本としております。

2点目の指定管理者の評価と契約内容への反映については、「事業者の努力」を改善提案数や新規事業の創出、安全性・管理体制の向上などを基準に評価を行い、次期の指定選考において加点しているほか、協定書で裁量範囲の拡大を認めるなど、事業者の努力が運営に反映できる仕組みとしております。

また、多くの施設では、指定管理委託料に余剰が発生した場合には、返還してもらう精算方式を採用しております。

収益性が期待できる施設においては、指定管理者の経営努力を促し、その成果を反映させるため、使用料等が一定の金額を超える分については、指定管理者の収入として収受する利用料金制度を導入しております。

3点目の金銭価値に表れない業務の評価については、住民にどんな価値をもたらしたかを基準に評価しております。

「住民サービスの満足度」は利用実績やサービス提供の質の向上、苦情件数の減少などによって評価し、「村の価値向上」は地域団体との連携事業や地域イベントの開催、村民の参画やボランティア活動の増加などを考慮しております。

また、「経済波及効果」は地元事業者との連携事業の創出や地元雇用者の増加、交流人口の増加などの視点で評価しております。

公共施設は地域住民に対して、文化の醸成、地域活性化、コミュニティの形成など多岐にわたる役割を担っており、それぞれの施設が持つ目的に沿った事業を展開することで、施設を核とした地域全体の活性化に寄与するものと考えており、指定管理者制度を導入することで、民間事業者の努力や工夫を反映させることができ、直営では難しい柔軟な運営により、質の高いサービス提供が期待できると考えております。

○議長（中井康雄君） 再質問、お願ひいたします。

5 番福原議員。

○5 番（福原一斉君） 答弁ありがとうございます。

まず1点目の答弁について、再質問させていただきたいと思います。

指定管理事業導入の判断基準をどのようにしていますかという質問だったのですが、やはり村ですよ、いろいろな観点から、収益性のみならず、例えば、地域にとって誰が受けるのがいいのかとか、そういった判断基準が多分にあるのかなというふうに判断をいたします。

そういった中で、特に地域密着の例えば集会所ですとか、そういったところも指定管理にされています。

そういうところにおいては、これ民間事業者というよりは、団体を設置していただいて、委員会方式というような形でやられているというふうに思います。

こういった場合は、特にこの収益性というものは特段考えてはいないというふうに思いますし、その地域の方々に喜んでもらえるような建物に、健全に維持していきましょうというような目的があるというふうに判断いたしますし、そういったものについて、この契約上問題があるというふうには私も考えておりませんので、今後は指定管理事業者といったときには、そういったものは頭の中で切り離して聞いていただければというふうに思います。

ですので、様々な視点から判断されているということには十分理解をいたします。

その中で、一つ気になったのが、その後に期間についても述べられたかと思えます。

様々なサービスの継続性ですとか利用実態ということを加味して、原則的には5年というところで謳われておりますし、これが僕も基本かなというふうに考えておりました。

しかし、先日の定例会の折には、医療学センターの契約更新時には10年という更新時期が示されて議案に載っていました。

先日の定例会ですので、もう既に賛成をしてしまっているのではございますが、その時の議案については、その期間の延長ということだけ謳って、例えば、そこに係る費用ですとかそういったものは明記されていないような状況です。

説明の中では、今の病院の体制が非常に住民にとって望ましい形であるとか、あと、人材確保の関係のため、10年の延ばすのだよというような説明の中で、また議員からも一部質問があって、その説明の補足などもされたところでございます。

しかし、よくよく考えれば、この病院の契約、委託料は年間6,400万円ほどだと理解しておりますが、これが10年ということになれば、だまって10倍すれば6億4,000万円、それだけの、10年に渡るとはいえ、それだけの債務負担行為を本当にそんな簡単にお約束していいのかなという疑問も同時に湧いてきたところでございます。

10年というと、村長の任期だと4年ですからね、10年後どうなっているか分からないというような状況もございます。

今現在の財政状況等を鑑みても、10年後本当に安定して、今の病院の財政がどうなるかわからないということではなくて、今の形でやっていただきたいのですが、本当にそこまでお約束できるのかなという不安もございます。

また、これだけの費用がかかる、6億4,000万円かかりますよということについては、これはやはりそれだけの価値がこの病院を指定管理に出すことに価値があるのだという説明を、やはり事前にあって然るべきではないかなというふうに私は思っている次第でございます。

そういう中で、今定例会の中では、議案だけ10年に延ばすよということだけを提案されて、それに伴うリスクというのでしょうか、あと、説明というのでしょうか。

そういったものが一概に足りないのではないかなというふうに感じているところです。

もしできることなら、この病院については、もう既に可決をされ、契約期間が延長されるということは決まっておりますけれども、今後、こういったものがあるのであれば、やはりこれだけの費用もかかります。

リスクもありますと。

そういうことも併せて、それでも今現在こういうふう体制なので、なるべく長く継続したいという説明があつて然るべきだし、そういったことを村民も知るべきだと私は思っているのです。

もし、その10年の間に何かしらあつたときに、やはりそういった説明がされていないと、皆納得しないということにも繋がってしまうと思つて考えているところなのですが、そういったことについてどうでしょうか。

これからそういうふうにしていただけるかどうか。

そういうふうにしていこうという考えがあるかどうか。

お伺いしたいと思います、よろしくお願ひいたします。

○議長（中井康雄君） 川尻村長。

○村長（川尻年和君） お答えしたいと思います。

診療所の指定管理の関係でございます。

今、福原議員言われたように、この前の指定管理の契約の指定に関して、この前の議案の中で可決させていただきました。

その背景においては、その10年ということで、長い間やっていく。

5年から10年、5年以上の契約ということで今回出させていただいたのですが、福原議員言われるとおり、事前にそういったようなリスクがあるということも、今は必要だったのかなというような感じしております。

しかしながら、この前、平山課長の方から、この10年に当たつての質疑にお答えさせていただきました。

本当にこの5年間で、本当に村民に寄り添つた診療というのでしょうか。

そういうことがしっかりなされていました。

そういったところを本当に評価をさせていただいております。

さらに、地元に住んでいただいて、医師も地元に住んでいただいて、いろんなことに手伝っていただいているのですね。

文化の事業にも、いろいろ、そういう村民と触れ合いながら、その中でも健康管理についていろいろと情報提供しながら、寄り添つたそういう診療というのでしょうか、やっていただけ。

そういうところも評価して今回10年ということになりました。

しかしながら、年間6,000万円余りのそういった委託料が出ているのは事実でございます。

10年となればさっき言ったように6億円を超えるということではありますが、そういったような説明が、今後、あつた場合については、いろいろ協議のテーブルに乗せて、こんなことを予定していることも含めて議論の材料とさせていただきたいなというふうに思います。

その指定管理の認定を受ける場合にそこに出すのではなくて、その決める以前の議論があるかと思ひます。

そういったところで、事前に説明をする。

そういった中で、こういったリスクもありますけども、こういったような実績を踏まえてとか、村民に対してこういったような形でしっかりやっているとか、いろんなメリットとデメリット、こういったところをちょっと比較しながら議論する場が今後、そういった指定管理にあった場合について、5年を超えるものとか、そういったものについては、そういうテーブルに乗せて議論する。

そういったことも考えていきたいなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） はい、ありがとうございます。

このやはり自分が大事だと思うのは、もちろん病院の契約、10年になるということ。私も非常に喜ばしいことだというふうには思っているのです。

しかしながら、本当に村民の皆さんが理解をしているのか。

今現在できなかつたとしても、将来的に分かる時が来るのかという疑問なのですね。

ということは、先ほども言われましたけれども、定例会のときには平山課長が説明していただきました。

今は村長が説明をしていただきました。

これで自分たちは理解をできますけれども、村民の方にこれがどこまで伝わるのかなど。

例えば、評価をしたものが何か紙で残っていて、こういった経緯があり、こういうふうには評価をされ、10年になったのですよというものがしっかりと説明できないと、後から見ても分かるようにしておかないと、これだけのお金がかかっているものですから、後々問題になるということはほとんどないかとは思いますが、そういった手順は必要なのではないかなというふうに考えた次第でございます。

この評価というもの、非常に難しいとは思いますが、そういった点を踏まえて、2番目の答弁についての再質問にさせていただきたいのですけれども、この評価をどういうふうにするかということですね。

基本的に一般的には、民間事業者だったり株式会社だったりする場合は、これはやはり営業成績というもので評価ができるのかというふうに思います。

しかしながら、この指定管理に出している施設においては、施設の管理を目的としている訳で、そこがすべて収益に結びつくとは限らない。

そういった所がもちろん村の中でも多くの施設そういうふうになっている。

そういう中で、この評価自身を、その金額に表れないようなものをどういうふうには評価していくのかということで、それをどう評価したのかという結果も公表するべきではないかなというふうに思います。

これは契約の更新時期のみならず、できれば毎年やっていただきたい。

更新時期には、より詳しくやっていただきたい。

そういったものを踏まえて、次の委託料の算定ですとか、契約期間の考える材料にして欲しいというふうに思っています。

この評価をどういうふうにするのかというのは、恐らく非常に悩ましいかと思うのですが、たまたま今回の定例会で、ちょっと参考になるかなと思ったのは、教育委員会の活動状況の点検報告ですか、点検評価報告ですか。

ああいった書式で例えばまとめて公表するですとか、そういった方法もあるのかなというふうに考えた次第なのですが、今後、もしそういうものを導入、指定管理事業に対して、一つひとつそういう評価を付けていくというようなこと。

こういったものが可能なのかどうなのか、お答えいただければと思いますけれども、よろ

しくお願いいたします。

○議長（中井康雄君） 川尻村長。

○村長（川尻年和君） お答えします。

今、貴重なご意見をいただきました。

これまでは、一部決算のときに、そういったような実績、利用者の実績とか、その歳入歳出ですね、指定管理の、一部ですね。

一部そういったような形で公表してきているかなというふうに思いますが、この質疑を受けて、内部でもちょっと協議してみました。

今、13の施設がそういったような指定管理者制度を利用してやっております。

今、その他、村の事業の一つひとつを村の評価、さらには住民評価と、村民評価というのを政策評価ということですね、やってきております。

書式につきましては、ちょっと今教育委員会というようなご意見も賜りましたけども、教育委員会つかっているようなその評価。

これはちょっと、それを採用するというのではなくて、採用の有無ということではなくて、例えば、他町村はどのようにやっているかという、そういうようなちょっと研究もさせていただきたいなというふうに思っておりますが、そういった、どこで評価できるかなというところも内部では協議したところでございます。

その中で、今さっき言ったように、政策評価の中に、これだけやはり、13の施設も指定管理者制度で行ってきている。

その部分だけを特化してやっていく方法も良いのではないかというような考えであります。

これはできれば、今年はそういった評価が終わっておりますので、次年度からできるような形で、内部でちょっと協議してみたいなと。

それで、この政策評価においては、団体若しくは村民からの公募によって、十数名、20名程度でしょうか、の村民が入っているいろんな議論をしていただいております。

村の評価に対する考え方。

さらに村民としての評価をしっかりしていただいているところでありますので、その中で議論していただく、評価していただく。

そういったような形に持っていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） はい、ただ今政策評価書というのですかね、評価する紙でしたけれども、その中身としては、やはり各事業の成果ですとか課題、それから将来に向かっての方向性。

そういったものが評価を、点数を付けて評価をされていたかというふうに思います。

これ非常に、どういうふうに判断して点数付けるのかななんて思いながら見ていたのですけれども、これやはり、すごくわかりやすい。

さらに、その後ろには、村長の評価。

それから村民の評価。

こういったものも付いていると。

これはその1枚で、この事業が本当にきちんとそこに向かっていくのかどうかというのが分かるというような形になっているし、自分たちがそれを見ても、全く関わりのない事業だとなかなか知る場面というのがないのですよね。

そういったものがないのに、予算ですとか決算のときには判断をしなければならないと

というようなこともありますので、ぜひ、そういったものを、議員だけではなく公にも分かるような形で出していただくような方法を、今後取っていただければというふうに思っている次第でございます。

まだ何点か質問はしたかったのですけれども、若干、僕自身が今、非常に一番困っているというか、問題だなというふうに思っているのは、定例会のときにもお話をさせていただきましたけれども、この事業者と村が指定管理に委託することによってどういう関係性になるのかということなのですよ。

指定管理に出しているから、もうその事業についてはその事業者でやってくださいねと、ある意味丸投げみたいな形になってはいないかなというふうに感じるところもあります。

特に利用料や使用料、そういった収入の部分が、到底この経費に見合わないような場合に、実際に精算制度を導入して、最終的にはかかった経費は返ってきますけれども、かかった経費を差し引いて余剰した分は返ってきますけれども、これ事業者が民間企業だった場合、精算をするから適正に使われたのですよということにはならないのではないかなというふうに思うのです。

精算制度で先に委託料は原則的には先払いをしますよね。

これは恐らく運転資金と考えて、先に多めに支払ってというような形が一般的には取られているかなというふうに思います。

そういった場合、まず予算を組む段階で、費用を最大限化して予算を通そうとするのが当たり前かなというふうに思います。

ですので、当然精算時には多く戻って来なければならないのですが、これ、村としてはお金を預けたまま、その間どうなるかわからない、3月に幾ら戻ってくるか、確定はもちろんできないけど、どこまで戻ってくるかという見込みが立たないという問題があるかと思えます。

こういった精算方式を取っている限り、費用は最大限かかると思った方がいいのかなというふうに考えております。

それをどういうふうに直せばという具体的な提案はないのですが、民間事業者と行政との考え方、決算の仕方、そういったものが違うので、なかなかこういう齟齬が生まれてくる可能性はあるのです。

特に収益が自分のところに入らない事業もありますよね。

村の方にお返しする場合には、その事業者は、その利用料を増やそうという努力はしないというか期待はできないのが現状かなと思います。

なぜかという、いっぱい利用してもらおうといっぱい経費がかかってしまうのです、実は。その分儲からない、お金が残らないのが現状です。

そういった反作用というかな、そういったものが生まれてくるというのが、この指定管理の精算方式の問題点だというふうに私は思っています。

こういったものをどう改善するのかというのは、具体的な方法はないかなとは思いますが、そういったものが分かった段階で、今後考えていく余地があるのかどうなのか。

お伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（中井康雄君） 川尻村長。

○村長（川尻年和君） お答えします。

いわゆる指定管理料の料金に対して、適正であるかというところの視点かなというふうに、今思いました。

この部分に関しては、これまでやってきてはいないのですが、例えば、社会労務士とか、そういう中小企業診断士というのでしょうか、そういった経営に対してのアドバイスをしていただける、そういった方を、例えば、指定管理の更新時とか、年間でもいいのです。

この辺のやり方はちょっと、具体的にはこれだというのはないのですが、今言った中小企業診断士ということをして、この委託料が適正なのか否かというところを、例えば、更新時に、選考にあたってアドバイスをいただくとか、その指定管理料が正しいものなのかというところを見ていただくというのも一つの方法かなというふうに考えました。

ですから、今議員おっしゃるとおり、この金額が正しいものか否かということと、さらに営業すればするほど経費がかかる。

いわゆる電気料とか水道料がかかるということかなというふうに感じております。

この部分に関しては、その部分に関しては村の方で支払うような、外出しにしている部分があるかと思しますので、その光熱水費とかいわゆる水道料金については、村の負担で払っている。

その委託料の中には含めているところは、今、ないというふうに思いますが、ただし、営業することによって利用者が増えるのだけでも、その使用料は村に入るから、なかなか営業の方に力が入っていない。

そういったところの点について、今質問があったと思いますけども、その部分に関しては、しっかりと、例えば、一部その使用料を指定管理者に払っている施設もあります。

その背景には、ある程度の経過年数を踏まえて、年間これぐらいの収入が見込めるというようなところを、しっかりと見据えた上で、その最低限の保証をしてあげて、あとは営業努力ですよというような、そういったようなところで認めている。

そういった施設もありますので、それはしっかり年数で検証した上で取り進めていく。

そういう方法を今現在は取っているところでございます。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 今、このやり方ですね、年数でもってある程度お金の流れですとかそういったことも分かってくるかなというふうに思います。

この委託料、先ほど、出し押しするというのは、先ほども言いましたけども、運転資金の関係しかないのですね、実際のところ。

そういったところなので、一定程度年数が経てば、例えば、運転資金は十分に確保されているということであれば、最悪、後精算方式でもいいのかなというふうに思っているのです。

委託料金は年度末近くに払いますよ、みたいな。

これだけ働いてくれたので、ここまでかかった経費は村で払いますよという形になろうかなと。

それが正しいのかどうか、それにそぐう事業がどれだけあるのかちょっと分からないですが、安定的にその事業を受けている場合には、あるいは、その事業者との信頼関係がしっかりなっている場合には、そういった方式を取るとすることも可能かなと。

そうすれば、後から実際にかかった金額は分かるので。

そうすると、最初に確保しなければ財源というものも少なくなるという考えの、ちょっと考え浅いかもかもしれませんが、そういったことも少し考えてみるべきではないかなというふうに思います。

それから、特に利用料を増やしていきましようとか、牧場の場合には入牧料を増やしていきましようという時には、やはりこれ、事業者だけに任せておくわけにはいかないということは先ほど説明したとおり、事業者にとって増やすことは自分の事業性に対して相反する

ことになってくるので、なかなか力が入らないというところもあります。

しかしながら、村としては目的を持ってその事業は任せているのですから、ここは事業者と村が綿密に連携をして、この利用者を増やす、牛を増やす、サービスを受ける人を増やす、そういった努力は指定管理に出しているから知らないよという形ではなくて、一緒に考えていってほしいのですよね。

少しでも早く、そういったものを、そういう体制を組んで、増やす努力をしていただきたいというのが私の思いです。

それからもう一つになるのですけれども、これも先日の定例会のときにお話をさせていただきましたけれども、利用料の改定ですね。

こういったものもやはり問題が大きくなる前にやはり手を打っていかねばならないということもございます。

これは、事業者自体は、こういった利用料ですとか入牧料ですとか、そういったものに関しては、条例で決まっている以上、手は出せない、収入がそれ以上増やせないと。

もちろん自分のところに入る収入ではないので手は付けられないですし、そういう形になります。

これはあくまでもやはり村が主体的にやっていかねばならないということもございます。

先日の定例会のときには、尾野副村長の方から、国営の入牧料に関して、酪農家の理解を得ながら慎重にと、ゆっくりとやって、1年ぐらいかけてやっていきたいというお話もいただきましたけれども、であれば、酪農家、理解を得る前に、この年間委託料と入牧料の差が、去年は7,000万円、今年も5,500万円ほどかかるということに対して、こういった実態に対して、村民に説明をするのが先ではないかなというふうにも考えています。

これが何年も続けば、当然財源も投入しなければならないですし、今、財政改善を目指していく上においては、真っ先に取り組まなければならない問題なのかなというふうに思っています。

先日の答弁の質問の続きになってしまうのですけれども、その辺の考え方について、喫緊にこういったものを改正していく考えがあるのかなのか。

今一度お伺いしたいと思います、よろしくお願いたします。

○議長（中井康雄君） 川尻村長。

○村長（川尻年和君） 過日の定例会において、牧場使用料の値上げについて、ご意見を賜りました。

尾野副村長の方から回答させていただきました。

9月もしくは12月の定例会に改定案を示したいというような回答です。

しかしながら、その後、しっかり内部で協議をさせていただきました。

確かに、9月、12月、そういった所をしっかりと目指していくのですが、なるべく早めに見える体制づくりをしっかりとしなさいというような指示もさせていただいたところです。

ですから、今できることは何なのかということも含めて、しっかり農協、普及センターなど、有識者によるご協力をいただいて、アンケート調査、それには丁寧な事業者への説明を行う中で、この牧場使用料の値上げについて取り組んでいただきたいということを指示したところでございます。

ですから、いわゆる福原議員言うように、今待ったなしの状況で今ありますが、その丁寧な説明が必要なのかなというところは考えているところです。

しかしながら、今、指定管理者の、これ私自信も、村としての評価も、事業者において、

この保育事業については本当に牛を育成する際のしっかりノウハウを持っているプロ集団だなというふうに、私自信も思っています。

何と云うのでしょうか、大規模育成牧場で育成された牛につきましては、全国のトップクラスで体重、体高、推奨値を上回っていると。

そういった実績を行っているのですよね。

そういうことを、使用料値上げについて、そういった説明もしっかり行うことで、この値上げについても一定の理解は得るのではないかなと。

本当に全国のトップクラスのそういった実績があるというところを踏まえた上で、しっかりした使用料の値上げの取組み。

こういったところを、もうこれは議会終了したらすぐ、そういったところ取組みなさいというような指示もさせていただきました。

どの時点でどういった提案ができるかというのは、今時点ではちょっとお答えはできませんけども、9月12月というような定例会に向けてではなく、もっと早くできるものは早くしようというような、内部では協議をしているところでございます。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） この料金の改定というのは、入牧料のみならず、この施設利用料、例えば、まちなかキッチンスタジオですとか、そういった所にも総じて言えるかなというふうに思うのですよね。

立派な施設ができて、いろんな料理ができて、それでいて施設利用料300円ですよと。

これが果たして本当に村の活性化の起爆剤になるのかなと。

この料金が安ければいっぱい使ってもらえるという安易な考えで安くしているのであれば、それは間違いなのだということは言っておきたいなというふうに思います。

確かに安ければ安い方が、それは懐には優しいですけども、安ければそれが当たり前になって、満足するまで使わないよというような形にもつながってくるかなというふうに思います。

やはり村民としては、村の施設である以上、使っていきたいのですよね。

いきたいのですけれども、何かその価値が分からなくなる、概に安いと良く分からなくなってしまうというようなことも考えられるかなというふうに思いますので、大規模のこのみならず、この村全体の施設使用料ですとか、利用料ですね、料金のかかるようなもの、適正に判断をしていただきたいなというふうに考えるところでございます。

ちょっとなかなか最後までまとまりのない質問にはなってしまったのですが、最後の質問にさせていただきたいと思います。

ちょっと代表的な例で大規模草地育成牧場の話をさせていただきましたので、そっちの入牧頭数が増えないというようなところにおいて、ヨーネ病の発生などがあってなかなか増やせないということがございます。

この問題については、自分としては何年か前からこういったものについて対処して考えておかなければならないというようなことも申し上げておりました。

先ほども言ったように、この入牧頭数が増えていかないと原因の一つにはなっているのですが、これが増えていかないのは、この病気に対する対応策ですね。

これが決して適正なものではないということも申し上げてきたつもりですし、それを何とかしていくためには、村長はじめ、村の方からも国や道に強く要望をしていただきたいということも申し上げております。

改めて、こういった要望を国や道に伝えていただくよう要望して、それについての答弁を

いただいて、私の質問を終わりたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（中井康雄君） 川尻村長。

○村長（川尻年和君） お答えしたいと思います。

このヨーネ病も含めた感染対策ですね、この部分に関しまして、しっかりとしたことを国や道に要望して、然るべき場がありますので、その中で提案をさせていただきたいなというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

それでは、次に、2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） それでは、議長に許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

公共施設の今後についてです。

中札内村の公共施設は、他町村と同様、数多くありますが、施設の利用状況を見ると利用者が年々減少している施設も見られ、日常的に村民利用が少ない施設やイベント開催時など村民参加が少ない公共施設が見受けられます。

こうした施設に対して、村民の一部には、施設の縮小、廃止を検討すべきではないかとの声も聞いているところであり、今後の人口減少や高齢化が進む将来を見据えた村の考え方について伺います。

○議長（中井康雄君） 北嶋議員、申し訳ないですが、休憩したいと思います。

2時5分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時05分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいというふうに思います。

それでは、北嶋議員の答弁からお願いいたします。

川尻村長、答弁をお願いします。

○村長（川尻年和君） 公共施設は地域住民にとって貴重な公共財産であり、その役割は生涯学習の場や地域コミュニティの拠点、さらには村外の方との交流の場として多岐にわたります。

しかし、昨今の少子高齢社会における人口減少や社会情勢の変化に伴う価値観の多様化によって、利用者数が減少傾向にある施設も少なくありません。

こうした中で、村では公共施設の利用促進を図るために、住民との意見交換やアンケート調査を通じて村民のニーズを把握し、多くの方に利用していただけるような施設の環境づくりに努めてきたところです。

また、利用しやすいイベントを展開することで、幅広い年齢層の利用を促す取り組みも行ってきたところです。

しかし、今後の更なる人口減少や利用者層の高齢化が見込まれる中、将来的には公共施設の管理方法や運営体制の見直しが必要と考えております。

村としましては、今後、公共施設の中長期的なビジョンを策定し、計画的に施設の更新や改修を進める中で、類似した機能を持つ施設を一つの施設に集約することや、統合に合わせて多目的な機能を追加することなどを考えながら、持続可能な地域社会の構築を目指し、公

共施設の再編や統合を検討してまいります。

○議長（中井康雄君） 再質問お願いいたします。

2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） それでは、先ほど福原議員の方からも質問ありましたが、もっともって欲しかったなという部分もあるのですが、自分としては今、中札内村で人口が減り、先ほどもありましたけども、財源が減ってきていると。

そういう中において、公共施設も今13あるということですが、やはり村民が利用して、過去は村民が利用しているいろんなことでいっぱいだったのですが、近年やっぱり公共施設がなかなか利用する人が少なくなってきた、そこでその施設も今後維持していかなくてはいけないのかなという事の対しての質問なのですよね。

部分的に言うとまた問題起きるのかもしれないけども、やっぱり中札内村民が本当に利用しなくなったところが多いのですよ。

村民が利用できない、それからイベントには村民が参加しない。

そういうところが増えて、村民の参加しない所には、交流なんて付いて、そこと交流するためというけど、村民がそこに行かないのに交流ができるのかという問題も起きてくると思うのですよ。

自分が言いたいのは、単純に言えば、公共施設に金をかけて頑張る必要もないし、ないものは縮小、それから廃止。

そういうふうな形の中で向かっていかないと、今言うように、努めますとか、これからアンケート取ってなんて言っている暇ないのですよ、これ。

この6月に村長選挙がありました。

その時に、やっぱり全村政に対して、65%の人が反対して、新しい村政になった訳ですよ。

その中にはやっぱり村の予算として、今までの村を検証しながらでなくて、駄目なものだめ、やっぱり切るものは切る、縮小するものはするという形を見せないと、変わったことにはならないのですよ。

その辺を言いたかったのですよ。

今、ある施設は、村民2万円の負担しながら維持している施設もある訳ですよ。

でも村民使っていないのですよ、そういうところは。

そういう検討もしていってもらわないと、村は変わったことにはならないと思うのですよ。

どうですかね、村長。

こういうことに対して、ちょっとまた北嶋うるさいこと言っていると思われるかもしれないけども、やっぱりそれを真剣に考えていかないと変わっていかないのですよ。

今5年間で4億円何とかしないとイケないと言っているのに、今までと同じことをやってたって、それはできないのですよ。

だから、この1期4年の中に、やっぱり川尻村政、村民のためにやるためには、やっぱり少し厳しい姿勢を持っていかないとできないと思うのですよね。

先日、中学生の模擬議会ありました。

子どもたちが、ふるさと給食ですか、やってくれて言いましたよね。

そのときの答弁は、10万円かかっていたら高いというのですよ。

ふるさと納税やることによって1回10万円かかると。

そうすると、年に2回やっているのだけでも、あと8回やったって10回なのですよね。

また、何か注意来そうだから言うのだけど、予算はそういうところに使ってもら方がいいのではないのかと。

課を超えて1回見直さないと。

同じ課の中でこの金を使うにはいけないということになると難しいけども、やっぱり必要などころには必要な金を回してやっていくという、村民ファースト。

こういう村政に切り替えてほしいのですけどね。

どうですかね。

ちょっとこんなことに答弁ならないかもしれないけども、やっぱり村民第一である限り、やっぱり今後厳しくやっていかななくてはいけない。

そのためには切るところ切っていかななくてはいけないのですよ。

でも必要であるところには金は使っていかななくてはいけないのですよ。

そうしないと村は変わっていかないのですよね。

自分なぜ言っているかといったら、今、公共施設が一番見えるわけですよ、今の中で。

他の所いっぱいありますよ、それは。

けども、やっぱりそういうふうにはやっていかないと、村はこれから大変だと思います。

川尻村政、これから4年間大変だと思うのですよ。

でもやることはやって欲しいのですけどね。

こういう答弁できるかできないか分からないけど、そういう気持ちなのですけどいかなものでしょうか。

○議長（中井康雄君） 川尻村長。

○村長（川尻年和君） お答えしたいと思います。

公共施設も含めて、公共施設、建設してもう半世紀経っているものもあります。

年間の修繕もそれなりにかかってきて、これから大型の修繕をやるか、その施設をどうするかということも、今テーブルの上に乗っているんな議論をしています。

今議員言うように、本当に年間、例えば、数千万円の維持管理費がかかっているのであれば、もう、一つ、この答弁書にも書かせていただきましたけども、類似するそういった公共施設については、短期的、中長期的にも分けて、しっかり施設を集約するとか、そういった取り壊すことによって、取り壊すことにはお金はかかるかもしれませんが、その後の維持管理費がなくなる訳なのです。

そういったことはしっかりやっていきたいなど。

これ今、先ほどの答弁の中でもありましたけども、令和8年度から令和11年度までの後期計画を策定しております。

この後、そういう説明するパブリックコメントとか住民からの意見も求めていくことにはなるとは思いますが、その中に、然るべき社会施設の改修や更新、本村の人口推計をしっかりと見極めながら、統廃合というのでしょうか、そういった機能の類似するものについては、しっかり壊すものは壊す、まとめるものはまとめて、そういったことで、維持管理費の軽減、やっていくことで、この村の財政も明るくなっていくと。

財政の健全化に繋がっていくというような考え方であります。

あと、予算の配分の関係については、しっかりこれは、令和8年度の予算審議の中で、今、これから始まりますけども、村民ファーストも、そういった部分もあります。

そうでない所もありますけども、いわゆる村民ファーストをしっかりと見据えた上での予算もしっかり構築しますし、村全体を考えての取組みの、そういった予算配分も必要になる部分はあると思います。

そういう所をしっかりと検証しながら、令和8年度予算には取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） 期待するような答弁であったと思いますけども、やっぱり今の施設の中で、ある施設に関しては、何人かが、村がやらないなら署名してやろうかなんていう人も出てきている訳ですよ。

そこまでやる必要はないと思いつつも、やはりどうしても村がそういうふうには踏み切れなかった場合には、やっぱりそういう手段もあるのでないかと考えている部分もあります。

長々することにもならないですけど、今、村長の意見聞いた中において、川尻体制がやっぱり前村政と変わったということをしっかりやっていかなくてはいけないし、何のために村長が変わったのかということに対しても考えてもらわないといけない。

対話をしながらというのは、これは見えるようにして、段々村民とも職員ともしているのだし、その辺は十分理解をしていかなくてはいけないし、応援もしていかなくてはいけないと、自分はそう思っております。

そんなことで、なぜ前村政がだめだったか。

今の村政がみんなどういうふうには期待したのかということを考えながら、新しい村づくりに頑張っていたらいいと思います。

これだけ言いたかっただけの質問なんですけども、いずれにしても、やっぱり村民、極端に言えば、村外を中心にあるものに対しては縮小か廃止にしていきたい。

そうしないと予算なんか全然浮かないので。

やっぱりこれからも村政の中において頑張っていたらいいなと、そういうことで終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） それでは、以上で本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

令和7年12月中札内村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時17分